

浜田市告示第 39 号

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱の一部を改正する  
告示

浜田市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱（令和 5 年浜田市告示  
第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」を「建築物石  
綿含有建材調査者講習等登録規程」に改め、「者をいう。」の次に「以下同じ。」  
を加える。

第 8 条第 1 項第 2 号中「位置図」の次に「、配置図、各階平面図、立面図  
又は断面図その他吹付けアスベスト等が施工されている箇所が明記された書  
類」を加え、同項第 4 号中「及び石綿作業主任者証」を「、石綿作業主任者  
証」に、「の写し」を「及び建築物石綿含有建材調査者であることを証する書  
類の写し」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5  
号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 施工計画書

様式第 1 号中

「

- (2) 補助対象建築物の位置図
- (3) アスベスト含有調査報告書の写し
- (4) 特定管理産業廃棄物管理責任者証及び石綿作業主任者証の  
写し を
- (5) 吹付けアスベスト除去等の工事着工前の写真
- (6) 補助対象事業の部分がわかる見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

」

- 「
- (2) 補助対象建築物の位置図、配置図、各階平面図、立面図又は  
断面図その他吹付けアスベスト等が施工されている箇所が明  
記された書類
  - (3) アスベスト含有調査報告書の写し
  - (4) 特定管理産業廃棄物管理責任者証、石綿作業主任者証及び建 築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し に
  - (5) 施工計画書
  - (6) 吹付けアスベスト除去等の工事着工前の写真
  - (7) 補助対象事業の部分がわかる見積書の写し

(8) その他

」

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。